

高知市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱施行基準(抜粋)

(構造設備等の基準)

第1条 高知市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱(平成10年告示第52号。以下「要綱」という。)第3条に規定する構造設備等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設は、隔壁等で外部と区分され、かつ、他の営業施設及び居住施設等と区画されていること。
- (2) 施設は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び附帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。
- (3) 施設は、採光、照明及び換気を十分行うことのできる構造であること。
- (4) 乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。
- (5) 施設内の床面及び腰張りは不浸透性材料を使用するとともに、床面は排水のための適当な勾配及び排水口を有し、清掃を容易に行うことのできる構造であること。
- (6) 施設内に流水式手洗設備を設けること。
- (7) 水洗いにより洗濯する機械(以下「ランドリー用洗濯機」という。)を設置する場合には、摂氏60度以上の温湯が得られる設備を備えることが望ましいこと。
- (8) 有機溶剤を用いて洗濯する機械(以下「ドライクリーニング用洗濯機」という。)を設置する施設は、次によること。
 - ア ドライクリーニング用洗濯機は、密閉式のものであること。
 - イ 当該機械に気化溶剤の冷却回収装置が付随するものを除き、有機溶剤回収装置を付設すること。
 - ウ 施設内の適正な位置に全体換気設備又は局所排気設備を備えることとし、周辺に及ぼす影響についても十分配慮すること。
 - エ 石油系溶剤を使用するドライクリーニング用洗濯機を設置する場合は、別に専用の乾燥機を設置すること。
 - オ 乾燥機の効用を有しないドライクリーニング用洗濯機で、テトラクロロエチレン又は1,1-トリクロロエタン(以下「テトラクロロエチレン等」という。)を使用するものは、設置しないこと。
- (9) 乾燥機の効用を有するドライクリーニング用洗濯機で、テトラクロロエチレン等を使用するもの(以下「テトラクロロエチレン等使用のドライクリーニング用洗濯機」という。)を設置する施設は、次によること。
 - ア テトラクロロエチレン等使用のドライクリーニング用洗濯機から排出する排液中のテトラクロロエチレン等を適切に除去することができる排液処理装置を設置すること。
 - イ テトラクロロエチレン等使用のドライクリーニング用洗濯機には、有機溶剤回収装置として活性炭吸着式回収装置等を設置すること。
 - ウ テトラクロロエチレン等を取り扱う設備等の周囲には、事故等によりテトラクロロエチレン等が広がらないよう防液堤、側溝、ためますを設置すること。
- (10) 施設内に食品の自動販売機等直接洗濯に関係のない機器等を備える場合は、利用者の洗濯作業に支障のない場所設けること。
- (11) 施設内には、廃棄物等を入れる専用の容器を設置すること。
- (12) 有機溶剤を保管する場合は、施錠できる専用の保管庫を設置すること。